

波戸岬少年自然の家 利活用検討業務委託仕様書

1 目的

波戸岬少年自然の家は、海に隣接した立地や充実した環境、自然を生かした体験ができる施設として、多くの方に利用いただいているが、他の施設と比べ指定管理料が高い、利用者の半数以上が県外の学校や青少年団体であるなどの課題もある。

こうしたことから、本業務は、より効率的で効果的な利活用の可能性を探るため、専門的な見地から公民連携導入の可能性について調査し、民間ニーズの把握、運営手法・整備手法の方針検討を行うことを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

波戸岬少年自然の家 利活用検討業務

(2) 業務項目

- ・ 与条件の整理 ※与条件の整理に必要なデータ等は本県より提供する。
- ・ 事業性調査
- ・ 民間事業者の意向調査
- ・ 運営手法、整備手法の提案
- ・ 報告書の作成
- ・

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

～業務スケジュール～

令和6年9月30日……………中間報告書提出

令和7年3月14日……………完了報告書提出

3. 業務内容

業務項目	内容
与条件の整理 ※与条件の整理のみ、黒髪少年自然の家と北山少年自然の家を含む。	公民連携手法を用いた施設の運営や整備等を行う場合の与条件を整理すること。 ※なお、公民連携手法については長期貸付、売却等も含めることとする。ただし、施設に関する不動産鑑定やエンジニアリングレポートの作成などは本業務には含まれない。 【主な検討事項】 ・法制度上の課題の整理 ・施設の状況整理（利用者の属性、施設利用実績、設備、アクセス等） ・施設の課題の整理
事業性調査	施設の事業デューデリジェンスを行うこと。 ・施設の事業性調査 ・周辺地域のポテンシャル整理（観光客の属性・動向、歴史・文化、食、自然、アクティビティ等） ・先行、先進事例の整理
民間事業者の意向調査	民間事業者の参入意欲や参入条件、リスクや課題等について、民間事業者の意向調査（ヒアリング等）を実施し、調査結果を整理すること。 ※調査社数 15 社以上（県外 10 社以上、県内 5 社以上）
運営手法、整備手法の提案	①事業スキームの整理 想定される事業手法、事業期間等を検討・整理したうえで、適切な事業スキームを整理すること。 ②公民リスク分担の整理 想定されるリスクを抽出し、適切な公民のリスク分担を整理すること。 ③公民業務分担の整理 想定される業務を検討・整理したうえで、適切な公民の業務分担を整理すること。 ④事業収支の検討及び事業手法ごとの VFM の算定 従来手法の概算事業費や公民連携手法の概算事業費の算定等により VFM を算定すること。 ⑤事業手法の総合評価 事業手法について、民間事業者の意向調査等を踏まえ、定性的及び定量的評価による総合的評価を行うこと。 ⑥今後の課題の整理 事業手法の総合評価を踏まえ、適切と判断される事業手法で実施する場合の課題を整理すること。 ⑦整備手法のとりまとめ 整理された整備手法について、公民連携手法導入可能性を評価すること。
報告書の作成	上記、各業務項目を整理し、調査報告書を作成すること。

4. 業務実施に際しての留意事項

本業務は県有施設のあり方を検討しつつ、事業の実現可能性を調査することから、調査に際しては、県との十分な協議を踏まえたうえで実施すること。

また、県との協議記録及び民間事業者との対話の記録については、納品時はもとより、協議実施の都度、速やかに提出すること。

5. 成果品

- ・ 調査報告書 5部
- ・ 調査報告書（概要版） 5部
- ・ 関連資料一式（報告書、本県との打合せ記録及び調査で生じた資料を電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で納品すること）

6. 成果物納入場所

佐賀県 政策部

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

7. 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、県・受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県・受託者協議の上、決定するものとする。

8. 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務上必要な図面及び資料等を県に貸与を求めることができる。
- (2) 県は、受託者から貸与を求められた図面及び資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時まで責任を持って県に返還するものとする。

9. その他

(1) 守秘義務事項

ア 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。

ウ ア、イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(2) 再委託等に関する制限

ア 受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得なければならない。

(3) 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策

ア 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報及び情報資産の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

イ 受託者は、受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。